司法書士界版

◇司法書士界関係情報、催し物などを本紙編集部までお知らせ下さい。編集部☎〇四六七（六一）二五三三、FAX〇四六七（六一）三六三〇

商業・法人登記 行政書士開放

法務省、能力不足論で再検討の要請を拒否

電子申請 利用率問題、一転争わず

内閣官房の地域活性化統合事務局は十八日、行政書士への商業・法人登記業務の開放を求める提案の再検討要請に対し、法務省が、能力不足論で提案を門前払いする回答を公表した。開放提案者側は、提案理由で「司法書士がオンライン申請に関与している割合の低さ」を指摘したのに対し同省は、昨年の商業・法人登記オンライン申請件数が、前年比で二四%増加していると主張し、「利用者の割合が少ないと言うことはできない」と反論していた（本紙1843号）。だが今回の再検討要請の中で、同申請の利用率を指摘されると、同省の回答は「同申請の利用状況いかんに左右されるものではない」とし「割合の低さ」の攻防については、背を向けた格好だ。

同事務局が二月二十六日に公表した、同提案に対する同省の回答を受け、開放提案者側は、「二四%増加した結果、登記申請全体の何%になっているのか。一定の事務所が集中的に行っているだけではないか」とし、再検討を要請した。

同省は、登記申請の代理業務は法的判断能力が必要とした上で、「同能力が必要となるのは、登記申請がオンラインによるか否かにかかわらない。オンライン利用促進のために、例外的な取り扱いを認めることはできない」と回答。能力を備えていない者に、同業務を認めることはできないとの考え方は、「司法書士のオンライン申請の利用状況いかんに左右されるものではない」と結論付けた。

同省の再検討要請の回答は、同提案に対して、はっきりと拒否姿勢を示している。だが、「オンライン利用促進のために、認めることはできない」や「利用状況いかんに左右されない」との部分は、行政書士の参入で同申請の利用が促進され、司法書士が同申請に関与している割合は低い状況との、相手の言い分を認めているようにも解釈できる。

また同省は、司法書士について、登記申請の代理業務を可能と認める国家資格を有し、日々同業務を行っているとして、提案者側が求めている更新試験制度の導入は必要性がないと拒絶している。

格安賃貸の日司政連事務所

日司連へ公開質問状

埼玉会会員

日本司法書士会連合会（細田長司会長）の本部がある東京都新宿区の司法書士会館の一室を、同連合会が政治団体である日本司法書士政治連盟（田嶋規由会長）に通常の相場からみて格安の値段で賃貸していることは問題として、埼玉司法書士会所属の司法書士が、この問題について日司連の見解をただす公開質問状を提出していたことが十五日、分かった。同会員は「相場との差額は寄付に当たるというのが総務省政治資金課の見解」として、日司連に対し、低額提供の中止と、日司政連への累積している相場との差額分の返還請求が必要、と主張している。

公開質問状を出したのは、日司政連の政治資金収支報告書虚偽記載問題や、司法書士会による政治団体への利益供与問題を追及している広田博志・埼玉司法書士会会員。

質問状によれば、日司連は新宿区本塩町の司法書士会館四階の一室約一〇・三六坪を日司政連に共益費・光熱水費込みで月額八万八千円（坪単価約八千四百九十四円）で提供している。

しかし、会館近隣の同等水準物件の賃貸相場は共益費込み（光熱水費別）で坪単価一万八千円～二万円前後という。

広田氏は、「日司政連事務室の賃料は相場の半額以下であり、日司連は同政連に対し、毎月十万円下らない寄付をしていることになる」と指摘。日司連に対し、これらの事実や、全国の司法書士会でも日司政連傘下の地方組織に事務所経費支出で便宜を図っていることについて、認否と見解を求めている。

司法書士債務整理業務で苦情相談会

全国の司法書士会で

司法書士の債務整理業務の不祥事が報道されている現状のなか、意見や苦情を聞いて対応することで、市民の不安を解消しようと、日本司法書士会連合会（細田長司会長）は十九日、全国の司法書士会で「市民さぽーと相談会」を実施すると発表した。市民から債務整理についての司法書士に対する苦情を聞く同相談会は、大阪会など三十一の会が開催を予定して、神奈川県会など十二の会が常設窓口で同相談に対応し、東京会を含む残りの七会は未定としている（十八日現在）。日司連が呼びかけているもので、開催するか、しないかは各会の判断にまかせられているという。

同相談会は無料で、電話のみで相談を受け付ける。相談には各司法書士会会員が対応するとしている。

相談内容は①債務整理を依頼したが、司法書士本人とは一度も面談していない②報酬について詳しい説明がなかった③当初説明された報酬とは異なった高額の報酬を請求された④和解書を見せてもらっていない⑤取り戻した過払い金の明細を聞いていない――などを想定している。

日司連の同相談会実施の発表に先立ち、茨城会、埼玉会、石川県会では開催されているが、各会では三月末を中心に開かれる。

勝瑞豊の 司法書士界 縦横無尽

<562>

アフターリベラリズム⑦

個人の価値を何より大事にしてきた リベラリズムが今揺らぎ始めている

リベラリズムとは、イギリスの名誉革命の時代に、ジョンロックやジョン・スチュアート・ミルなどの説いた政治哲学に由来する思想で、彼らは、ホッブスの社会契約論をもとに、個人の生命、自由、財産の三権利を自然権として主張し、この自然権が、国家以前に人間に与えられている権利、いわゆる人権思想の起源となった。

その後、アメリカの独立宣言、フランスの革命思想において、自然権としての個人の生命、自由、財産の三権利を維持確保するためには、民主主義、平等主義、共和主義（貴族制、身分制を否定する）が必要として、自然権にこの三要素が加わった。

第二次大戦の連合国への無条件降伏、敗戦をもって、わが国も個人の自由と尊厳を柱とする（憲法一三条）国民主権の民主主義国家となった。日本人は、現憲法の公布によって、そのことを世界に向けて宣言したのである。

この自然権は、人間にとって、人種、民族のいかんを問わず、生まれながらに尊重されるべき普遍的権利であるともされてきた。しかし普遍的なもの、普遍的な価値であるのかどうか、自然科学における真実、法則と同様に普遍的なものであるのかどうかといえば、私も、そこまで断定できる確信はない。

むしろ、リベラリズムの選択は、「選択の決断」であって、論理的科学的に正しいかどうかという問題ではないと思う。リベラリズムも欧米起源のイデオロギーであって、外来の思想にしか過ぎないのである。そのことについては、「国家の品格」の著者、藤原正彦氏と同様に思う。

しかし、重要なことは、外来起源の思想、価値観であるのを十分に承知の上で、私はこのリベラリズムの中核をなす「個人の生命、自由、財産の三権利」の尊重を柱とする昭和憲法を選択している、「選択の決断」をしているということだ。ここが藤原氏とは違うところだろう。

ジョンロック、ホッブス（社会契約論）起源のリベラリズムを古典的自由主義ともいうが、三百年前、絶対主義政府の国家権力に対抗する思想として、ジョンロックが生み出したリベラリズムの精神が、三百年後の今日、世界において、護られているのかどうか、尊重されているのかどうか、特に、戦後六十五年の日本国の現在に、その精神が生きているかどうか、大いに疑問である。

個人の尊厳と自由を護るべき、立憲民主制における三権分立の建て前のもとで、一体、肥大した行政機構や司法機構は、国民の利益のために機能しているのかどうか、国民は真面目に考えるべき時が来ているように思う。

一九六八年を、ウオーラーステイン氏は、リベラリズム、近代（モダン）の終わりが始まった年というが、その年、世界中で学生の反乱が起きたころ、私も、丸山真男氏をはじめとする進歩的文化人の近代合理主義、市民主義や、公式左翼、共産党に対しても、大いに疑問を持っていて、「自己とは何であるか、自己とは自己との関係である」（キルケゴール）などと思いつつ、一方で毛沢東のラジカルな共産主義、その近代の偽善を否認するものとしての文化大革命を、軽薄にも、称賛していたのであった。

リベラリズムは、資本主義的生産が必然的に生み出す不平等と格差について、それは科学技術の力と経済の成長によって治癒されていくと考えてきた……というより自己を誤魔化してきたのかもしれなかった。

社会主義、共産主義の一九八〇年代に始まる衰退と崩壊を横目にしながら、私は、リベラリズムという欧米の知恵を、日本国憲法を勉強しながら学んだのであった。

しかしその、個人の価値を何よりも大事にしてきたリベラリズムが、資本のグローバル化の急激な進展の前に、今、揺らぎ始めているのである。

（東京司法書士会会員）

事業仕分け第2弾

対象候補法人に民事法務協会も

四月下旬から実施する事業仕分け第二弾に向け、枝野幸男・行政刷新担当相は九日、仕分けの対象になる「可能性が高い」五十の法人名を公表した。法務省所管では「民事法務協会」が入っている。

仕分けの対象となる政府系公益法人選定のため、政府の行政刷新会議は九～十八日、各省庁からのヒアリングを実施し、対象を百法人程度に絞っている。仕分け対象になるのは五十法人程度の予定。

公表されたのは、この五年間で国会に取り上げられたり、会計検査院で指摘のあった五十法人。枝野氏は「原則として、（仕分け対象になる）可能性は高い法人と思っていただいていい」と説明した上で、「過去に指摘を受けてから、どういう改善がされているのか、ちゃんと見ないといけない」とも述べている。

民事法務協会に関する問題については、昨年五月の衆院予算委員会で、民主党の長妻昭氏が取り上げていた（本紙1811号）。

長妻氏は民法協の理事が十五人中、五人、職員が八百四十七人中、百二十二人が法務省からの天下りであることや、平成十九年度は登記特別会計から百四十九億円が民法協に流れていることなどを問題視していた。